

## 徳島県計画の策定について

### 1 計画の名称（案）

徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画

### 2 策定の目的

建設現場で働く人たちの「安全」と「健康」を確保するとともに、「処遇の改善」を図ることにより、建設業を「魅力的な仕事の場」とし、「担い手の確保」、さらには「建設業の発展」に資することを目的に本計画を策定する。

本計画は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」第9条に基づき、「徳島県計画」とする。

### 3 計画の構成（案）

資料 2 のとおり

### 4 策定スケジュール（案）

7月21日（火）	第1回検討委員会（論点整理、構成案）
9月1日（火）	第2回検討委員会（素案）
10月22日（木）	第3回検討委員会（計画案）
12～1月	パブリックコメント
3月	県計画成案

## 徳島県計画の構成（案）

- ◎ **はじめに** → **資料 3**
  - ・「徳島県計画」策定の経緯
  - ・「徳島県計画」の目的とその特色等
  
- ◎ **現状と課題** → **資料 3**
  - ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
  - ・建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保
  
- ◎ **施策についての基本的な方針（例）**
  - ・請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金の額、工期等の設定
  - ・安全及び健康が確保された施工計画等
  - ・建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
  - ・建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上
  
- ◎ **総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的取組（例）**
  - ・請負契約における責任体制の明確化
  - ・請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
  - ・建設工事の現場における措置の統一的な実施（一人親方等への対応）
  - ・建設現場の安全性の向上（リスクマネジメントの推進）
  - ・安全及び健康に関する意識の向上
  - ・墜落、転落災害防止対策の充実強化
  - ・「新しい生活様式」を取り入れた「職場環境の改善」
  - ・処遇の改善及び地位の向上を図るための施策  
（社会保険等の加入徹底、建設キャリアアップシステムの活用推進、働き方改革の推進、資格取得支援の推進）
  - ・生産性の向上に向けた施策（ICTの活用、専門人材の育成）
  - ・多様な価値を尊重する職場環境に向けた施策（女性、アクティブシニア）
  - ・担い手の確保に向けた建設産業の魅力発信

## ◎ はじめに

### ・「徳島県計画」策定の経緯

建設業における重大な労働災害は、これまでの建設業関係者による努力によって減少。しかしながら、建設業は未だ死亡災害が最も多い業種となっている。このため、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する基本理念、国の責務や施策の基本となる事項等を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」が制定され、国は同法第8条に基づいて基本計画を策定したところ。

また、近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、長時間労働の是正などによる働き方改革の促進、情報通信技術の活用による生産性の向上などが求められており、これらの環境の変化や課題に対応するため、令和元年6月「新・担い手3法」として、品確法、建設業法、入契法が改正されたところ。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、「工事一時中止・延期」の影響を受けやすい建設工事従事者について、適正な請負代金や工期の設定、安全・健康への一層の配慮が必要となっている。

建設業は、社会資本の整備や適切な維持管理に重要な役割を果たし、災害発生時には、県民の皆様の生命・財産を守る地域の守り手として、なくてはならない存在であるが、その一方で、建設業における若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行する中、建設工事従事者の就労環境の改善による担い手の確保が急務。

このような状況を踏まえ、建設現場で働く人たちの「安全」と「健康」を確保するとともに、「処遇の改善」を図ることにより、建設業を「魅力的な仕事の場」とし、「担い手の確保」、さらには「建設業の発展」に資することを目的に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第9条に基づき、「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画（仮称）（以下「徳島県計画」という。）を策定する。

## ・「徳島県計画」の目的とその特色等

「徳島県計画」においては、建設現場の労働災害等、建設業を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共工事・民間工事を問わず、徳島県における建設工事従事者の安全と健康の確保、処遇の改善のために必要な基本的な方針や施策を定めるとともに、これらに基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

本計画は、国の機関や業界団体、さらには現場をよく知る女性や若者の従事者を委員とする「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画策定検討委員会」において審議し、策定することとする。

また、本計画には、新型コロナウイルス感染防止の観点から「新しい生活様式」を取り入れた「職場環境の改善」、さらには、「女性が働きやすい職場環境づくり」や「建設ICTに対応した専門人材の育成」、「資格取得の推進によるキャリアアップ支援」など、女性や若者の目線に立った取組も含め、「就労環境全体の改善」を目指した計画とする。

この計画により、建設工事従事者が安全安心な職場環境のもとで活躍でき、また、一人でも多くの女性や若者等が建設業に従事しようとする契機となるよう、関係団体・機関等と連携し、本計画に位置づけた施策を推進する。

## ◎ 現状と課題

### ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

徳島県の建設業における死亡災害の発生は、長期的には減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、徳島における死亡者数は、昭和53年には18人にも上っていたが、令和元年には3人まで減少したところである。【別添資料参考】

しかしながら、全産業における死亡災害のうち、建設業が占める割合は、ここ10年間（平成22年～令和元年）の平均で30%を超えており、全産業の中で建設業は死亡災害が多い業種となっている。【別添資料参考】

4日以上休業を要する労働災害については、建設業が占める割合は、ここ10年間の平均で約19%であり、労働災害の発生状況をみると、墜落・転落災害の占める割合が、令和元年において約37%となっており、労働災害のうちでも、特に墜落・転落災害防止が急務と言える。【別添資料参考】

このような現状を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに、建設業者等による安全性の点検や啓発など、自主的な取組の一層の推進が重要となる。また、その前提として、請負契約における責任体制の明確化や適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

また、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象とはならない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、ここ3年間（平成29年～令和元年）の平均で、全国では毎年100人弱、県内では2人程度の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

- ・ **建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保**

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、いまだ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。【別添資料参考】

建設業における若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、建設業の新たな活力として期待される女性や若者など、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。